

生駒市5歳児健康診査事業の実施体制の整備等に関する懇話会

開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、5歳児健康診査事業の実施に向け、円滑な運営を行うための体制を整備するに当たり、生駒市における当該事業やフォローアップ体制のあり方について外部の視点からの意見、助言等を求めるため、生駒市5歳児健康診査事業の実施体制の整備等に関する懇話会(以下「懇話会」という。)を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見、助言等を求める事項)

第2条 懇話会において意見、助言等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 5歳児健康診査事業の実施体制に関する事項
- (2) 地域のフォローアップ体制における保健・医療・福祉・教育の連携に関する事項
- (3) その他5歳児健康診査事業の実施に当たり必要と認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 一般社団法人生駒市医師会を代表する者
- (3) こども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会の会議を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会の会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 懇話会の開催期間は、令和7年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、健康課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。